

交通ルールを守ろう



【問い合わせ先】

手稲区総務企画課地域安全担当

☎(681) 2425

手稲区交通安全運動推進委員会

☎(215) 5116

●楽しく自転車に乗ろう

雪が解け、いよいよ自転車を利用できる季節がやってきました。

自転車はその手軽さから、通勤・通学、健康づくりやレジャーなど、さまざまな場面で活躍。近年は環境に優しい乗り物として利用が増えています。

一方で、怖いのが交通事故。事故の被害者になるばかりではなく、注意を怠れば加害者になり刑事責任や民事責任を問われることも。

楽しく、安全で安心な自転車ライフを送るため、自転車の交通ルールを再確認しましょう。

●若者に多い自転車事故

中・高校生の自転車による事故は全国で年間4万件近くも起こっています。「たかが自転車」「自分は大丈夫」という気の緩みを取り返しのつ

●事故例と交通ルール

道路交通法では自転車を軽車両として扱っているため、法律違反をして事故を起こした場合、自転車利用者は刑事上の責任を負います。相手を死傷させた場合は刑事上の責任に加え、民事上の損害賠償責任も発生します。下記の事例のように、事故の加害者は重い責任を負うことになります。

事例1



男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、保険勧誘員の女性が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い、9日後に死亡した。

【賠償額】3,138万円

（さいたま地方裁判所、平成14年2月15日判決）

事例2



女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師の女性と衝突。看護師には重大な障がいが残った（手足がしびれて歩行困難に）。

【賠償額】5,000万円

（横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決）

こうならないためにも...

守ろう！自転車安全利用5則

ルール1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道を通行するのが原則ですが、自動車の通行量が多い車道や、13歳未満の子ども、70歳以上の方は歩道を通行できます。

ルール2 車道は左側を通行

原則として、車道の左側を走らなければなりません。

ルール3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

歩道を走るときはすぐに止まれる速度で通行すること。歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降り、押して歩きましょう。

ルール4 安全ルールを守る

- ・携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転は禁止！
- ・飲酒運転は禁止！
- ・夜間はライトを点灯

ルール5 子どもはヘルメットを着用

13歳未満の子どもが自転車に乗るときは乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

